

○ 弑塗業施行規則(平成八年大藏省令第4号) (案ハ添置送)

改 正 案

別紙様式第6号(第59条関係)

(日本工業規格A4)

現 行

(日本工業規格A4)

第1 (略)
第2 年度中(年月日現在)中間貸借対照表
(略)

(生命保険株式会社)
(略)

(損害保険株式会社)
(略)

(記載上の注意)

1 次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。

(1) 繼続企業の前提(会社計算規則第100条に規定する継続企業の前提をいう。以下同じ。)

重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在する場合であって、当該事象又は状況を解消し、又は改善するための対応をしてもなお継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められるとき(中間会計期間の末日後に当該重要な不確実性が認められなくなつた場合を除く。)は、次に掲げる事項

① 当該事象又は状況が存在する旨及びその内容

② 当該重要な不確実性が認められるための対応策

③ 当該重要な不確実性が認められる旨及びその理由

④ 当該重要な不確実性の影響を中間財務諸表に反映しているか否かの別

(2)～(21) (略)
2～5 (略)

(生命保険相互会社)
(略)

(損害保険相互会社)
(略)

(記載上の注意)

1 次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。

(1) 繼続企業の前提(会社が将来にわたって事業活動を継続するとの前提をいう。以下同じ。)

重要な疑義を生じせるような事象又は状況が存在する場合であって、当該事象又は状況を解消し、又は改善するための対応をしてもなお継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められるとき(中間会計期間の末日後に当該重要な不確実性が認められなくなつた場合を除く。)

第1 (略)
第2 年度中(年月日現在)中間貸借対照表
(略)

(生命保険株式会社)
(略)

(損害保険株式会社)
(略)

(記載上の注意)

1 次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。

(1) 繼続企業の前提(財務指標の悪化の傾向、重要な債務の不履行等財政破綻の可能性その他会社が将来にわたって事業を継続するとの前提をいう。以下同じ。)に重要な疑義を抱かせる事象又は状況が存在する場合には、次に掲げる事項

① 当該事象又は状況が存在する旨及びその内容

<p>除く。)は、次に掲げる事項</p> <p>① 当該事象又は状況が存在する旨及びその内容</p> <p>② 当該事象又は状況を解消し、又は改善するための対応策</p> <p>③ 当該重要な不確実性が認められる旨及びその理由</p> <p>④ 当該重要な不確実性の影響を中間財務諸表に反映しているか否かの別</p> <p>(2)～(18) (略)</p> <p>2～5 (略)</p> <p>(以下略)</p>	<p>② 繼続企業の前提に関する重要な疑義の存在の有無</p> <p>③ 当該事象又は状況を解消又は大幅に改善するための経営者の対応及び経営計画</p> <p>④ 当該重要な疑義の影響の中間財務諸表への反映の有無</p> <p>(2)～(18) (略)</p> <p>2～5 (略)</p> <p>(以下略)</p>
--	--

○ 弑塗業基施行規則(平成八年大藏省令第百四号)(第百八条認定)

改 正 案

別紙様式第6号の2(第59条関係)

(日本工業規格A4)

別紙様式第6号の2(第59条関係)

(日本工業規格A4)

現 行

(略)

第1 (略)
第2 年度中(年月日現在)中間貸借対照表
(略)

(略)

(損害保険株式会社)

(略)

(損害保険株式会社)

(略)

(記載上の注意)

1 次に事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。

(1) 繼続企業の前提(会社計算規則第100条に規定する継続企業の前提をいう。以下同じ。)に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在する場合であって、当該事象又は状況を解消し、又は改善するための対応をしてなお継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められるとき(中間会計期間の末日後に当該重要な不確実性が認められなくなった場合を除く。)は、

① 当該事象又は状況を解消し、又は改善するための対応策

② 当該事象又は状況を解消し、又は改善するための対応策

③ 当該重要な不確実性が認められる旨及びその理由

④ 当該重要な不確実性の影響を中間財務諸表に反映しているか否かの別

(2)～(21) (略)

2～5 (略)

(生命保険相互会社)

(略)

(損害保険相互会社)

(略)

(記載上の注意)

1 次に事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。

(1) 繼続企業の前提(会社が将来にわたって事業活動を継続するとの前提をいう。以下同じ。)に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在する場合であって、当該事象又は状況を解消し、又は改善するための対応をしてなお継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められるとき(中間会計期間の末日後に当該重要な不確実性が認められなくなつた場合を除く。)は、

第1 (略)
第2 年度中(年月日現在)中間貸借対照表
(略)

(略)

(損害保険株式会社)

(略)

(損害保険株式会社)

(略)

(記載上の注意)

1 次に事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。

(1) 繼続企業の前提(財務指標の悪化の傾向、重要な債務の不履行等財政破綻の可能性その他会社が将来にわたって事業を継続するとの前提をいう。以下同じ。)に重要な疑義を抱かせる事象又は状況が存在する場合には、次に掲げる事項

① 当該事象又は状況が存在する旨及びその内容

② 繼続企業の前提に関する重要な疑義の存在の有無

③ 当該事象又は状況を解消又は大幅に改善するための経営者の対応及び経営計画

④ 当該重要な疑義の影響の中間財務諸表への反映の有無

<p><u>次に掲げる事項</u></p> <p>① 当該事象又は状況が存在する旨及びその内容 ② 当該事象又は状況を解消し、又は改善するための対応策 ③ 当該重要な不確実性が認められる旨及びその理由 ④ 当該重要な不確実性の影響を中間財務諸表に反映しているか否かの別</p> <p>(2)～(18) (略) 2～5 (略)</p> <p>(以下略)</p>	<p>② 繼続企業の前提に関する重要な疑義の存在の有無 ③ 当該事象又は状況を解消又は大幅に改善するための経営者の対応及び経営計画 ④ 当該重要な疑義の影響の中間財務諸表への反映の有無</p> <p>(2)～(18) (略) 2～5 (略)</p> <p>(以下略)</p>
---	--

○ 弑塗業基施行規則（平成八年大藏省令第百四号）（第百八条課除）

改 正 案

現 行

別紙様式第6号の3（第59条関係）

（日本工業規格A4）

（日本工業規格A4）

（略）

第1 (略)
第2 中間連結財務諸表
1 (略)

2 中間連結貸借対照表
(1) (生命保険株式会社及びその子会社等) 年度中（年月日現在）中間連結貸借対照表
(2) (損害保険株式会社及びその子会社等) (略)

第1 (略)
第2 中間連結財務諸表
1 (略)
2 中間連結貸借対照表
(1) (生命保険株式会社及びその子会社等) 年度中（年月日現在）中間連結貸借対照表
(2) (損害保険株式会社及びその子会社等) (略)

（記載上の注意）

1 (略)
2 次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。

〔1〕 繼続企業の前提（会社計算規則第100条に規定する継続企業の前提をいう。以下同じ。）に

重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在する場合であって、当該事象又は状況を

解消し、又は改善するための対応をしてもなお継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められるとき（中間連結会計期間の末日後に当該重要な不確実性が認められなくなつた場合を除く。）は、次に掲げる事項

① 当該事象又は状況が存在する旨及びその内容
② 当該事象又は状況を解消し、又は改善するための対応策
③ 当該重要な不確実性が認められる旨及びその理由
④ 当該重要な不確実性の影響を中間連結財務諸表に反映しているか否かの別

〔2〕～〔18〕 (略)
3～7 (略)
(3) (生命保険相互会社及びその子会社等) (略)
(4) (損害保険相互会社及びその子会社等) (略)

（記載上の注意）

1 (略)
2 次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。

<p>(1) 繼続企業の前提（会社が将来にわたって事業活動を継続するとの前提をいう。以下同じ。）に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在する場合であって、当該事象又は状況を解消し、又は改善するための対応をしてもなお継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められるとき（中間連結会計期間の末日後に当該重要な不確実性が認められなくなった場合を除く。）は、次に掲げる事項</p> <ul style="list-style-type: none"> <u>① 当該事象又は状況が存在する旨及びその内容</u> <u>② 当該事象又は状況を解消し、又は改善するための対応策</u> <u>③ 当該重要な不確実性が認められる旨及びその理由</u> <u>④ 当該重要な不確実性の影響を中間連結財務諸表に反映しているか否かの別</u> <p>(2)～(15) (略) 3～7 (略)</p> <p>(以下略)</p>	<p>(1) 繼続企業の前提（財務指標の悪化の傾向、重要な債務の不履行等財政破綻の可能性その格會社が将来にわたって事業を継続するとの前提をいう。以下同じ。）に重要な疑義を抱かせる事象又は状況が存在する場合には、次に掲げる事項</p> <ul style="list-style-type: none"> <u>① 当該事象又は状況が存在する旨及びその内容</u> <u>② 繼続企業の前提に関する重要な疑義の存在の有無</u> <u>③ 当該事象又は状況を解消又は大幅に改善するための経営者の対応及び経営計画</u> <u>④ 当該重要な疑義の影響の中間連結財務諸表への反映の有無</u> <p>(2)～(15) (略) 3～7 (略)</p> <p>(以下略)</p>
--	---

○ 呕吐業法施行規則（平成八年大藏省令第十五号）（第八条課送）

改 正 案	現 行
別紙様式第11号（第143条関係） (日本工業規格A4)	別紙様式第11号（第143条関係） (日本工業規格A4)
第1 (略) 年度中 (年 月 日現在) の日本における保険業の中間貸借対照表 (外国生命保険会社等) (略) (外國損害保険会社等) (略)	第1 (略) 年度中 (年 月 日現在) の日本における保険業の中間貸借対照表 (外国生命保険会社等) (略) (外國損害保険会社等) (略)
(記載上の注意) 1 以下の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。 <u>(1) 繼続企業の前提</u> （会社が将来にわたって事業活動を継続するとの前提をいう。以下同じ。）に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在する場合であって、当該事象又は状況を解消し、又は改善するための対応をしてもなお継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められるとき（中間会計期間の末日後に当該重要な不確実性が認められなくなつた場合を除く。）は、次に掲げる事項 ① 当該事象又は状況が存在する旨及びその内容 ② 当該事象又は状況を解消し、又は改善するための対応策 ③ 当該重要な不確実性が認められる旨及びその理由 ④ 当該重要な不確実性の影響を中間財務諸表に反映しているか否かの別 (2)～(18) (略) 2～5 (略)	(記載上の注意) 1 次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。 <u>(1) 繼続企業の前提</u> （財務指標の悪化の傾向、重要な債務の不履行等財政破綻の可能性その他会社が将来にわたって事業を継続するとの前提をいう。以下同じ。）に重要な疑義を抱かせる事象又は状況が存在する場合には、次に掲げる事項 ① 当該事象又は状況が存在する旨及びその内容 ② 継続企業の前提に関する重要な疑義の存在の有無 ③ 当該事象又は状況を解消し又は大幅に改善するための経営者の対応及び経営計画 ④ 当該重要な疑義の影響の中間財務諸表への反映の有無 (2)～(18) (略) 2～5 (略)
(以下略)	(以下略)

○ 呕吐業基施行規則（平成八年大藏省令第十五号）（第八条課送）

改 正 案	現 行
別紙様式第11号の2（第143条関係） (日本工業規格A4)	別紙様式第11号の2（第143条関係） (日本工業規格A4)
第1 (略) 年度中 (年 月 日現在) の日本における保険業の中間貸借対照表 (外団損害保険会社等) (略)	第1 (略) 年度中 (年 月 日現在) の日本における保険業の中間貸借対照表 (外団損害保険会社等) (略)
(記載上の注意) 1 次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。 〔1〕継続企業の前提（会社が将来にわたって事業活動を継続するとの前提をいう。以下同じ。）に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在する場合であって、当該事象又は状況を解消し、又は改善するための対応をしてもなお継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められるとき（中間会計期間の末日後に当該重要な不確実性が認められなくなつた場合を除く。）は、次に掲げる事項 ① 当該事象又は状況が存在する旨及びその内容 ② 当該事象又は状況を解消し、又は改善するための対応策 ③ 当該重要な不確実性が認められる旨及びその理由 ④ 当該重要な不確実性の影響を中間財務諸表に反映しているか否かの別 〔2〕～〔18〕 (略) 2～5 (略)	(記載上の注意) 1 次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。 〔1〕継続企業の前提（財務指標の悪化の傾向、重要な債務の不履行等財政破綻の可能性その他会社が将来にわたって事業を継続するとの前提をいう。以下同じ。）に重要な疑義を抱かせる事象又は状況が存在する場合には、次に掲げる事項 ① 当該事象又は状況が存在する旨及びその内容 ② 継続企業の前提に関する重要な疑義の存在の有無 ③ 当該事象又は状況を解消し又は大幅に改善するための経営者の対応及び経営計画 ④ 当該重要な疑義の影響の中間財務諸表への反映の有無 〔2〕～〔18〕 (略) 2～5 (略)
(以下略)	(以下略)

○ 弑塗業基施行規則(平成八年大藏省令第百四号) (第百八条第二項)

改 正 案

現 行

別紙様式第14号(第210条の10関係)

(日本工業規格A4)

別紙様式第14号(第210条の10関係)

(日本工業規格A4)

(略)

第1 (略)
第2 中間連結財務諸表
1 (略)
2 中間連結貸借対照表

- (1) 年度中(年月日現在)中間連結貸借対照表
(生命保険業を主たる事業とする保険持株会社及びその子会社等)
(略)
- (2) (損害保険業を主たる事業とする保険持株会社及びその子会社等)
(略)

(略)

(記載上の注意)

1 (略)
2 次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。

(1) 繼続企業の前提(会社計算規則第100条に規定する継続企業の前提をいう。以下同じ。)に

重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在する場合であって、当該事象又は状況を解消し、又は改善するための対応をしてもなお継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められるとき(中間連結会計期間の末日後に当該重要な不確実性が認められなくなつた場合を除く。)は、次に掲げる事項

- ① 当該事象又は状況が存在する旨及びその内容
② 当該事象又は状況を解消し、又は改善するための対応策
③ 当該重要な不確実性が認められる旨及びその理由
④ 当該重要な不確実性の影響を中間連結財務諸表に反映しているか否かの別
- (2)～(18) (略)
3～7 (略)

(以下略)

(略)

第1 (略)
第2 中間連結財務諸表
1 (略)
2 中間連結貸借対照表

- (1) 年度中(年月日現在)中間連結貸借対照表
(生命保険業を主たる事業とする保険持株会社及びその子会社等)
(略)
- (2) (損害保険業を主たる事業とする保険持株会社及びその子会社等)
(略)

(略)

(記載上の注意)

1 (略)
2 次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。

(1) 繼続企業の前提(会社計算規則第131条に規定する継続企業の前提をいう。以下同じ。)に重要な疑義を抱かせる事象又は状況が存在する場合には、次に掲げる事項

- ① 当該事象又は状況が存在する旨及びその内容
② 繼続企業の前提に関する重要な疑義の存在の有無
③ 当該事象又は状況を解消又は大幅に改善するための経営者の対応及び経営計画
④ 当該重要な疑義の影響の中間連結財務諸表への反映の有無

(2)～(18) (略)
3～7 (略)

○ 味塩業者施行規則(平成八年大藏省令第4号)(第8条課送)

改 正 案

現 行

別紙様式第16号の18(第211条の36第2項関係)

(日本工業規格A4)

別紙様式第16号の18(第211条の36第2項関係)

(日本工業規格A4)

第1 (略)
第2 中間貸借対照表

年度中(年 月 日現在) 中間貸借対照表
(少額短期保険株式会社)

(略)

(記載上の注意)

1 次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。

(1) 繼続企業の前提(会社計算規則第100条に規定する継続企業の前提をいう。以下同じ。)に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在する場合であって、当該事象又は状況を解消し、又は改善するための対応をしてもなお継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められるとき(中間会計期間の末日後に当該重要な不確実性が認められなくなつた場合を除く。)は、次に掲げる事項

① 当該事象又は状況が存在する旨及びその内容

② 当該重要な不確実性が認められる旨及びその理由

③ 当該重要な不確実性の影響を中間財務諸表に反映しているか否かの別

④ 当該重要な不確実性が認められる旨及びその内容

(2)～(12) (略)
2～5 (略)

(少額短期保険相互会社)

(略)

(記載上の注意)

1 次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。

(1) 繼続企業の前提(会社が将来にわたって事業活動を継続するとの前提をいう。以下同じ。)に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在する場合であって、当該事象又は状況を解消し、又は改善するための対応をしてもなお継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められるとき(中間会計期間の末日後に当該重要な不確実性が認められなくなつた場合を除く。)は、次に掲げる事項

① 当該事象又は状況が存在する旨及びその内容

② 当該事象又は状況が存在する旨及びその内容

③ 当該重要な不確実性が認められる旨及びその理由

(略)

第1 (略)
第2 中間貸借対照表

年度中(年 月 日現在) 中間貸借対照表
(少額短期保険株式会社)

(略)

第1 (略)
第2 中間貸借対照表

年度中(年 月 日現在) 中間貸借対照表
(少額短期保険相互会社)

(略)

(記載上の注意)

1 次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。

(1) 繼続企業の前提(会社計算規則第131条に規定する継続企業の前提をいう。以下同じ。)に重要な疑義を抱かせる事象又は状況が存在する場合には、次に掲げる事項

① 当該事象又は状況が存在する旨及びその内容

② 継続企業の前提に関する重要な疑義の存在の有無

③ 当該事象又は状況を解消又は大幅に改善するための経営者の対応及び経営計画

④ 当該重要な疑義の影響の中間財務諸表への反映の有無

(2)～(12) (略)
2～5 (略)

(少額短期保険相互会社)

(略)

(記載上の注意)

1 次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。

(1) 繼続企業の前提(財務指標の悪化の傾向、重要な債務の不履行等財政破綻の可能性その他会社が将来にわたって事業を継続するとの前提をいう。以下同じ。)に重要な疑義を抱かせる事象又は状況が存在する場合には、次に掲げる事項

① 当該事象又は状況が存在する旨及びその内容

② 繼続企業の前提に関する重要な疑義の存在の有無

③ 当該事象又は状況を解消又は大幅に改善するための経営者の対応及び経営計画

④ 当該重要な疑義の影響の中間財務諸表への反映の有無

<p><u>④ 当該重要な不確実性の影響を中間財務諸表に反映しているか否かの別</u></p> <p>(2)～(1) (略) 2～5 (略)</p> <p>(以下略)</p>	<p>(2)～(1) (略) 2～5 (略)</p> <p>(以下略)</p>
---	---

○ 弑塗業施~~行~~現金 (平成八年大藏省~~印~~本部) (紙ハ朱墨送)

改 正 案

現 行

別紙様式第16号の19(第211条の36第4項関係)

(日本工業規格A4)

別紙様式第16号の19(第211条の36第4項関係)

(日本工業規格A4)

第1 (略)
第2 中間連結財務諸表
1 (略)
2 中間連結貸借対照表

第1 (略)
第2 中間連結財務諸表
1 (略)
2 中間連結貸借対照表

1 年度中 (年 月 日現在) 中間連結貸借対照表
(1) 少額短期保険株式会社及びその子会社等
(略)

1 年度中 (年 月 日現在) 中間連結貸借対照表
(1) 少額短期保険株式会社及びその子会社等
(略)

(記載上の注意)

1 次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。

(1) 繼続企業の前提 (会社計算規則第100条に規定する継続企業の前提をいう。以下同じ。)に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在する場合であって、当該事象又は状況を解消し、又は改善するための対応をしてもなお継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められるとき (中間連結会計期間の末日後に当該重要な不確実性が認められなくなつた場合を除く。) は、次に掲げる事項

- ① 当該事象又は状況が存在する旨及びその内容
- ② 当該重要な不確実性が認められる旨及びその理由
- ③ 当該重要な不確実性の影響を中間連結財務諸表に反映しているか否かの別
- ④ 当該重要な不確実性が認められる旨及びその理由

(2)～(11) (略)

2～5 (略)
(2) 少額短期保険相互会社及びその子会社等
(略)

(記載上の注意)

1 次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。

(1) 繼続企業の前提 (会社が将来にわたって事業活動を継続するとの前提をいう。以下同じ。)に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在する場合であって、当該事象又は状況を解消し、又は改善するための対応をしてもなお継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められるとき (中間連結会計期間の末日後に当該重要な不確実性が認められなくなつた場合を除く。) は、次に掲げる事項

- ① 当該事象又は状況が存在する旨及びその内容
- ② 当該重要な不確実性が認められる旨及びその理由
- ③ 当該重要な不確実性の影響を中間連結財務諸表に反映しているか否かの別
- ④ 当該重要な不確実性が認められる旨及びその理由

(2)～(11) (略)

2～5 (略)
(2) 少額短期保険相互会社及びその子会社等
(略)

(記載上の注意)

1 次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。

(1) 繼続企業の前提 (財務指標の悪化の傾向、重要な債務の不履行等財政破綻の可能性その他に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在する場合であって、当該事象又は状況を解消し、又は改善するための対応をしてもなお継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められるとき (中間連結会計期間の末日後に当該重要な不確実性が認められなくなつた場合を除く。) は、次に掲げる事項

- ① 当該事象又は状況が存在する旨及びその内容
- ② 繼続企業の前提に関する重要な疑義の存在の有無
- ③ 当該事象又は状況を解消又は大幅に改善するための経営者の対応及び経営計画

			<u>②</u> 当該事象又は状況を解消し、又は改善するための対応策	
			<u>③</u> 当該重要な不確実性が認められる旨及びその理由	
			<u>④</u> 当該重要な不確実性の影響を中間連結財務諸表に反映しているか否かの別	
(2)～(8)	(略)	2～4	(略)	
2～4	(略)			(以下略)

○ 弑塗業基施行規則（平成八年大藏省令第百四号）（第百八条課除）

改 正 案

現 行

別紙様式第16号の24（第211条の81第1項関係）

（日本工業規格A4）

（略）

第1 （略）
第2 中間連結財務諸表
1 （略）
2 中間連結貸借対照表

年度（年月日現在）中間連結貸借対照表

(1) (生命保険業を主たる事業とする少額短期保険持株会社及びその子会社等)

(2) (損害保険業を主たる事業とする少額短期保険持株会社及びその子会社等)

（略）

（記載上の注意）

1 （略）
2 次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。

(1) 繼続企業の前提（会社計算規則第100条に規定する継続企業の前提をいう。以下同じ。）に

重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在する場合であって、当該事象又は状況を解消し、又は改善するための対応をしてもなお継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められるとき（中間連結会計期間の末日後に当該重要な不確実性が認められなくなつた場合を除く。）は、次に掲げる事項

- ① 当該事象又は状況が存在する旨及びその内容
- ② 当該事象又は状況を解消し、又は改善するための対応策
- ③ 当該重要な不確実性が認められる旨及びその理由
- ④ 当該重要な不確実性の影響を中間連結財務諸表に反映しているか否かの別

(2)～(4) （略）

3～8 （略）

（以下略）

（略）

（日本工業規格A4）

（略）

第1 （略）
第2 中間連結財務諸表
1 （略）
2 中間連結貸借対照表

年度（年月日現在）中間連結貸借対照表

(1) (生命保険業を主たる事業とする少額短期保険持株会社及びその子会社等)

(2) (損害保険業を主たる事業とする少額短期保険持株会社及びその子会社等)

（略）

（記載上の注意）

1 （略）
2 次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。

(1) 繼続企業の前提（会社計算規則第131条に規定する継続企業の前提をいう。以下同じ。）に

重要な疑義を抱かせる事象又は状況が存在する場合には、次に掲げる事項

- ① 当該事象又は状況が存在する旨及びその内容
- ② 繼続企業の前提に関する重要な疑義の存在の有無
- ③ 当該事象又は状況を解消又は大幅に改善するための経営者の対応及び経営計画
- ④ 当該重要な疑義の影響の中間連結財務諸表への反映の有無

(2)～(4) （略）

3～8 （略）

（以下略）